

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年7月13日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200016号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200027号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成23年8月10日は25万円、平成26年12月16日は22万6,000円に訂正することが必要である。

平成23年8月10日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年8月10日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年8月10日
② 平成26年12月16日

請求期間①及び②について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないが、所持している賞与明細書によると、各賞与から厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①は標準賞与額25万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額より高い厚生年金保険料を、請求期間②は標準賞与額22万6,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、それぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額を、賞与明細書において確認で

きる賞与支給額から、請求期間①は 25 万円、請求期間②は 22 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 8 月 10 日及び平成 26 年 12 月 16 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200014号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200002号

第1 結論

昭和60年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年4月から昭和62年3月まで

結婚のタイミングに合わせて、昭和60年4月分から、夫婦二人分の国民年金保険料をA市の集金人に納付していたにもかかわらず、請求期間に係る国民年金の納付記録がない。調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市役所において国民年金の加入手続を行ったことはないものの、昭和60年4月分から、夫婦二人分の国民年金保険料をA市の集金人に納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間当時は、基礎年金番号導入前の期間であり、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が新規に付番される払出事務が行われていたところ、請求者から提出された3冊の年金手帳のうち、1冊は手帳記号番号が記載されておらず（厚生年金保険の記号番号のみ記載。）、残りの2冊には、同一の手帳記号番号（現在の基礎年金番号「*」と同じ。）が記載されており、当該手帳記号番号前後の被保険者（任意加入）の資格取得時期及び請求者に係るオンライン記録の資格処理日（平成元年12月26日）から、請求者の手帳記号番号は、平成元年12月頃に払い出されたものと認められる。

また、上記同一の手帳記号番号が記載された年金手帳の様式は、元号が昭和から平成に変更となったことに伴い、年金手帳の様式を定める省令の一部改正（平成元年3月24日厚生省令第10号）により使用されることとなった様式であり、請求期間には発行されないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であったと考えられ、制度上、請求期間に係る納付書は発行されず、請求者の夫と一緒に請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、戸籍の附票により、平成9年6月3日にA市からB市に住所を定めたこ

とが確認できるところ、A市は、請求者の被保険者記録等は保管していない旨回答している上、転入先のB市から提出された請求者に係る国民年金保険料納付状況通知書（被保険者名簿の写し）により、請求期間に係る国民年金保険料は納付されていないことが確認できる。

加えて、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200006号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年2月1日から同年8月1日まで

請求期間において、B町立C中学校(現在は、D市立C中学校)に講師として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がない。請求期間前後の期間も同じ中学校に講師として勤務し、厚生年金保険の加入記録があるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された辞令書により、請求者は、請求期間についてA事業所管内のB町立C中学校に講師として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所は、保存期限経過のため、請求期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はなく、請求者の厚生年金保険に係る届出、給与からの厚生年金保険料の控除等について不明である旨回答している。

また、請求者が請求期間において居住していたB町は現在、D市となっており、同市は、請求期間当時の住民税の課税資料について、保存期限経過のため保管していない旨陳述している上、請求者は請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、国民年金受付処理簿から、請求者の国民年金の被保険者資格取得年月日(昭和57年12月25日強制)は、昭和58年4月にB町において受付されたことが確認できる上、同町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者は、請求期間を含む昭和57年12月から昭和58年8月までの期間の国民年金保険料を納付済みである。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。